

生活困窮者自立支援法について

宮城県保健福祉部社会福祉課

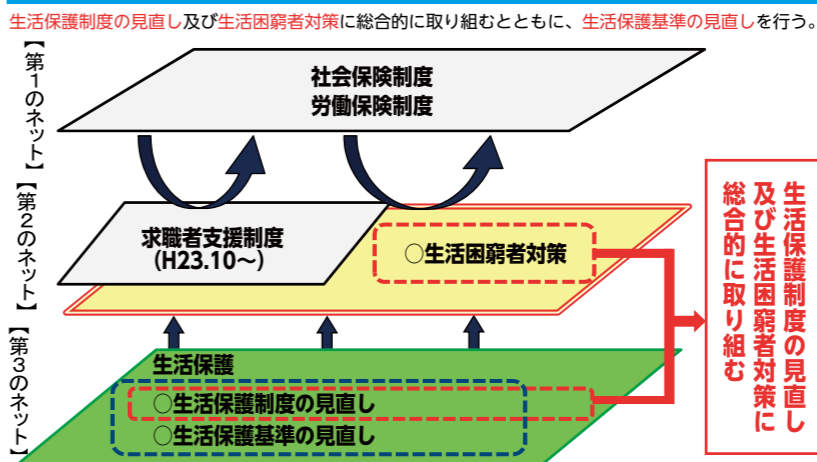
はじめに (法成立の背景)

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号、以下「法」という。）は、平成二十五年十二月十三日に公布され、平成二十七年四月一日に施行される予定となっております。

近年、雇用情勢の悪化により就労しなくても就労できない方が増え、最後のセーフティネットである生活保護に至る方が急増しました。また、それ以外にも親の介護や見過ごされた障害など、様々な理由で生活に困っている方がいます。しかも、その問題は単一の問題ではなく、複合的に絡んだ問題であることも少なくありません。一方で、公式な解決窓口があっても、そこまでたどり着けない方もいます。

こういった社会状況の中で、第二のセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度は誕生しました（図1参照）。

図1 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像



生活困窮者とは

法第二条では、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組む

者」と定めています。これまでの各種福祉制度など第一のセーフティネットは、対象者を限定する場合があります（例えば、高齢者や障害者など）。しかし、そういった制限を当制度にも設けると、現に生活に困っている方が支援を受けられないことになりかねないことから、法では「最低生活を維持できなくなるおそれのある者」と対象者を幅広く受け止めることとしています。

法の概要

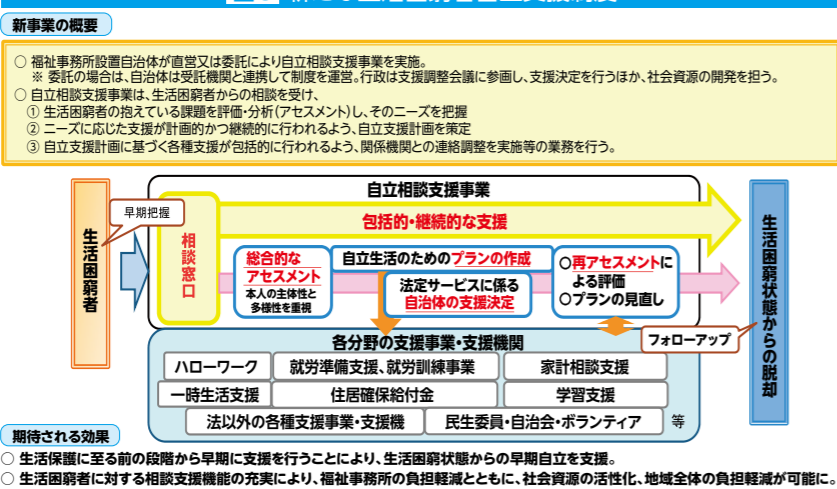
法の目的は、生活困窮者に対して法定事業のほか、他事業・他施策を活用して支援し、生活困窮者の自立の促進を図るものです。

法定事業は、福祉事務所を設置する自治体を実施主体となります。宮城県では、各市と県が所管している福祉事務所が該当します。必ず自治体が直営する必要はなく、委託することも可能です。

法をはじめ、利用できるものがあれば積極的に利用することになります。

生活保護が適切と考えられる場合は、生活保護へと繋ぐこととなりますが、生活保護を受ける際に当制度を必ず事前に利用する必要はありません。（図3参照）

図3 新たな生活困窮者自立支援制度



期待される効果
○生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
○生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

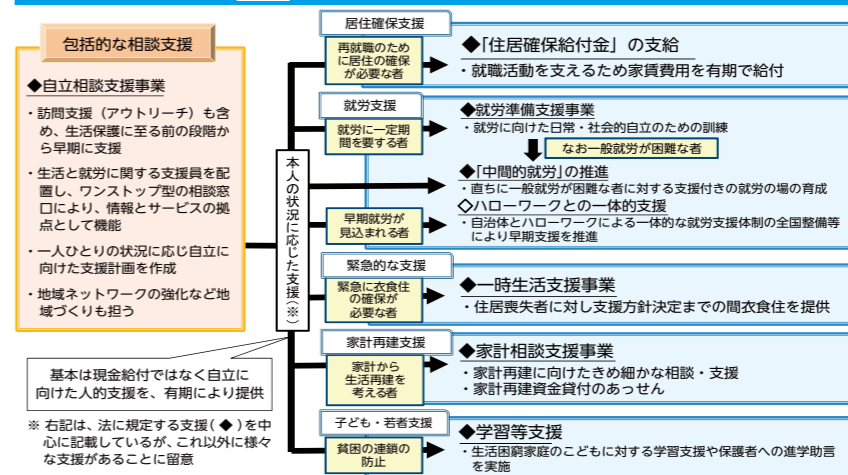
終わりに

この制度を真に生活困窮者の自立に資するものとするためには、生活困窮者の方ひとり一人に様々な形で総合的・包括的な支援を行うことが重要となります。

これまでも行ってきたサービスを上手く活用したり、地域で行われている町内会での交流活動なども支援になります。生活困窮は決して他人事ではありません。身近なところで困っている方を見過ごし、孤立させることなく生活困窮者を含む地域全体で互いに支え合う社会の構築に向けて御協力をお願いします。

事業は必須事業と任意事業に分かれており、その概要は次のとおりです（図2参照）。

図2 新たな生活困窮者自立支援制度



必須事業
1 自立相談支援事業
当制度の根幹となる事業で、生活困窮者への相談窓口を設置します。といつても、従来の行政窓口のように相談を待つだけではなく、様々な

生活困窮者の中には就労しなくても、例えばコミュニケーション能力が不足しているなど、就労に至る前

2 住居確保給付金

既に実施されている住宅支援給付事業を正式に法定事業としたものです。

住まいを失うことを避けるため、家賃分の補助を一定期間行います。

任意事業

1 就労準備支援事業

生活困窮者の中には就労しなくても、例えばコミュニケーション能力が不足しているなど、就労に至る前

2 一時生活支援事業

既に住居を失った方に対し一時的な住居や食料などを提供し支援するものです。

3 家計相談支援事業

家計相談に応じることで家計収支全体を改善できるように支援し、場合によっては貸付の斡旋なども行います。

4 学習支援事業

生活困窮世帯の子どもたちに学習支援や進路相談などを行います。近年言われているように貧困の世代間連鎖が深刻な問題となっていることから、この事業は生活保護世帯も含めた生活困窮者を対象とします。

5 その他

法定事業以外を利用しないということではありません。他の公的サービス

生活困窮者自立促進支援モデル事業

法の施行は平成二十七年四月か

